

◎新潟県告示第999号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する。

平成24年8月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（1級及び2級水準測量）
- 2 作業期間 平成24年8月10日から平成24年12月20日まで
- 3 作業地域 （1級水準測量）
新潟市、新発田市、阿賀野市、上越市、妙高市
（2級水準測量）
長岡市、南魚沼市